○農林水産省告示第二千四百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十一月十一日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　広島県山県郡北広島町田原字中畑一〇三七〇から一〇三七二まで、一〇三九〇、一〇三九七、一〇三九八

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び北広島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十一月十一日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　岡山県高梁市川面町字向二〇八八の一、二〇八八の二、字吉祥寺二〇九三、字穴迫二〇九四、二一〇〇、二一〇二、字吉野屋二〇九六、字穴迫谷二一一〇（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字向二〇八八の一・二〇八八の二・字穴迫二一〇〇・二一〇二・字穴迫谷二一一〇（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び高梁市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十一月十一日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　岡山県美作市滝字割木谷一七二の三から一七二の五まで、一八八、字赤見谷奥二〇五の一（次の図に示す部分に限る。）、二〇五の六、字梶屺六九三の一、字法連寺六九四、字坂七九四の一、七九四の二、字兄弟畑七九五、字本谷八〇三の三・八〇三の八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、八〇三の二、八〇三の六、字高別当八〇四（次の図に示す部分に限る。）、字松ケ迫八〇五、字鎌谷一五八九から一五九一まで、一五九四の一、一五九四の二、一五九五、字畑田奥一六一〇、字畑ケ田一六一二の一、字大迫口一六二七の一、字ゴマン畑一六二八の一、字大迫一六三三の一、苫田郡鏡野町羽出西谷字ナメラ谷一五四三の一、一五四六の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁並びに美作市役所及び鏡野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十一月十一日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　岡山県美作市宮本字ヤナゲ迫一〇四九の一、一〇四九の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び美作市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十一月十一日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　岡山県新見市下熊谷字立野奥二四四一の一から二八四一の一六まで、二八四六の一、二八四六の三から二八四六の一五まで、哲多町田淵字高ノス一三八五、哲多町大野字トイシ一〇八六の二、字立石一三二一の二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十一月十一日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　岡山県新見市神郷油野字水ノ口八〇二、八〇四、八〇五の一、八三二の一、八三二の二、八三二の四、字中ノ沢八〇七から八一〇まで、八一二、八一三の一、八一四の一、八一六の一、八一七の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第二百四十四号

特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和六十三年法律第五十三号）第四条第二項の規定に基づき、平成二十八年一月一日から平成二十八年十二月三十一日までの規制年度におけるオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書附属書Cのグループ I に属する物質の製造数量に係る同項の経済産業大臣の告示する期間を次のように定める。

平成二十七年十一月十一日

経済産業大臣　林　幹雄

特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第四条第二項の経済産業大臣が定める期間は、平成二十七年十一月二十四日から平成二十七年十一月三十日までとする。